

高知県日高村まるごとデジタルみらくるプロジェクト

募集仕様書

令和4年9月

高知県日高村

## 1 事業名

高知県日高村まるごとデジタルみらくるプロジェクト

## 2 対象区域

高知県日高村概要

面積：44.85km<sup>2</sup>

人口：4,891人（2021年12月末現在）

高齢化率：42.90%（2021年12月末現在）

推定スマホ普及率:77.5% ～ 81.5%

※令和4年6月アンケート調査実施結果より算定

## 3 事業概要

本事業は、高知県日高村（以下、村という。）が実施した施策「村まるごとデジタル化事業」の成果により、国全体平均と比較し高い普及率を誇るスマートフォンや、全国に先駆けてデジタルディバイトの解消に向けて取組始めたアジリティやアジャイル型の取組ができた環境を活用し、様々な社会課題の解決を図る事業である。デジタル技術等を活用し、住民生活に直接的に影響を及ぼし、地域住民の負担を限りなく軽減しつつ、享受できる利益の最大化を図り、生活の質の向上につながる事業を実施する。「本事業が解決を目指す社会課題の例」をはじめ、事業者の持つサービスやソリューションを活かして解決可能な社会課題であれば、必ずしも対象課題を限定するものではない。また、以下に事業イメージを列記するが、やはり実施する事業の分野や内容を限定するものではない。

### 【本事業が解決を目指す社会課題の例】

#### スマート農業

背景：1次産業従事者の減少、人口減少、人流抑制、地方の担い手不足

課題：農業等の繁忙期における担い手不足、コロナも影響し季節性労働者の確保が困難になりつつあるため、理想は、「誰でも簡単に一定の水準の農家の手伝いができる」ようになること。

#### 鳥獣被害対策

背景：鳥獣対策ハンターの高齢化、後継者の減少、ハンター活動を支援するソリューションのコストが高く導入が困難、鳥獣被害の増加

課題：鳥獣対策については、背景を踏まえて、「新たなコストを極力かけずに効率的に鳥獣駆除する」必要性が高まりつつある。これを実現するために、「人と自然、ハンターと鳥獣のバランスをデジタルで補完する」ことが重要。

## 中山間地域における配送

背景：中山間地域での配送コストの増加（人員コスト、規模と密度の減少による相対的なコスト増加）、人口減少、コミュニティの喪失

課題：ドローンなど新技術の活用も検討対象となりうるが、問題は新技術の導入に関するコスト高であり、今後、コスト捻出余力の低下が見込まれるため、地域資源を活用することで配送コストを下げ、現在の配送状況やサービスの質を維持すること。

## 買物支援

背景：コロナ禍、高齢者の自動車運転免許証の返還、独居老人の増加

課題：コロナ禍前よりも生活必需品の確保等における買い物困難者が増加しており、買物支援などのサービスを提供している生活支援事業を補完し、サービスの質の向上を地域資源と連携してデジタルで補完すること。

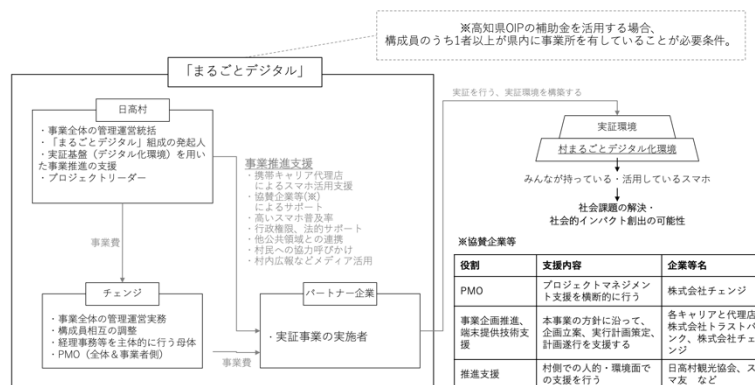
## 社会的弱者の見守り（高齢者、子ども）

背景：独居老人の増加、認知症および認知症予備軍の増加、高齢化、南海地震等の大規模災害、見守り者の高齢化・減少

課題：日高村の高齢化率は40%を超えており、並行して、独居老人や認知症または予備軍が増加しており、支援が必要な状況にあるが、支援者自身の高齢化や支援対象者の増加率が高く、支援者確保が困難になってきているため、デジタルを活用して、支援活動の補完が必要。または、大規模災害時の子どもらの安否確認などについても支援者自身もまた被災者になるため、不足するマンパワー等を補完するデジタル活用が必要。

当該事業を促進するため、県内経済活動等における様々な団体、事業者（以下「プレイヤー」とする）が、センサー機器、ネットワーク、クラウド環境、データ分析環境、スマートフォンアプリ等を提供するSI事業者（以下「SI事業者等」とする）と協力することなどにより、関連サービスやソリューション、ビジネスモデルの有効性等を実証することを目的とする。村は本実証事業期間中、村まるごとデジタル化環境等を活用しつつハンズオンで実証事業の支援をする。村まるごとデジタル化環境の整備にあたり令和3年度に実施した事業は、令和4年度に継続実施し、本事業の取組みと連携・相乗効果の発揮を図る。

### 【全体イメージ】



#### 4 応募対象

まるとデジタル登録事業者等と連携対象産業のプレイヤー（2者以上も可とする）とのパートナーシップによってコンソーシアムを組成、実証環境を構築し、プレイヤーはその実証環境のもとで実証を行う、という構成で応募すること。ただし、自社のみで事業実施可能な場合はこの限りではない。実証内容（事業が解決を目指す課題）が異なる場合、同一事業者による応募件数に上限はない。

#### 5 留意事項

##### (1) 個人情報等の秘密や収集データの取扱いについて

受託者は、事業実施上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

本実証事業において収集したデータの取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等に従い、村及び実証事業参加者において適切に管理する。

なお、オープンデータ化やデータ流通（売買）等の積極的なデータ利活用促進を前提に、村は実証事業参加者等と調整し、匿名化など必要な処理を行い、承諾を得ることで、収集データを村内産業の振興を目的として使用することができる。

##### (2) 実証事業終了後について

本実証事業終了後は、村が整備した村まるとデジタル化環境の基盤を継続して利用することができる。ただし、利用条件等については、別途協議すること。

事業終了後、受託者の責任に帰すべき理由による納品物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに受託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。また、その責任は事業終了後12ヶ月間とする。

##### (3) 成果発表について

本実証事業の受託者は、成果発表の実施を前提とする。

※本実証事業の受託者に係る申請資料・成果資料は、広報資料等として活用する場合がある。

#### 6 応募内容

##### (1) 事業目的との整合性

本事業の目的に沿った事業内容とすること。

また、本事業の実施により得られた知見や成果等を活用して、事業期間終了後は村内において事業活動の効率化や新しいビジネスプランの実現に向けた自主的な取組を実施する事業内容とすること。

##### (2) 応募の方法

高知県日高村まるとデジタルみらくるプロジェクト応募要領を踏まえたものとし、次に掲げる内容を含めること。

#### ① 企画提案応募申請書

申請時点における申請者の概要を記載するとともに、公的助成制度の活用状況や財務状況等を記載すること。なお、該当しない項目や直近の実績がない項目等については、その旨を記載すること。

#### ② 実証内容等説明書（事業計画）

次のことについて、具体的に記載すること。

・実証事業の実施内容及びその計画

※ 実証する内容と予測される効果、実施予定場所、県内事業者等と協力連携する場合はその協力者を具体的に明記すること。村内（村役場近傍を予定）に今後、設置予定のシェアオフィスの活用をはじめとした村内での活動についても可能な範囲で記載すること。

・実証事業に用いるシステム構成図

・費用対効果の高い事業とするために、提案者または連携事業者のもつサービスやソリューションを提供することやその他の既存ソリューションや自治体だからこそ活用ができるサービスなどを活用し、経費を圧縮しつつ、効果的な事業を実施すること。

・また、事業の推進にあたり、サービスやソリューションを導入する場合、住民が円滑に導入・活用してその利益を享受し、生活の質向上につながられるような説明会等の実施も含む。

・費用対効果の分析は既存の行政サービスの代替となる事業の場合に、行政コストの削減額の分析については、日高村と連携し、役割分担をした上で、実施する。

・令和5年度以降の事業継続については、本事業の進捗状況を踏まえ、関係者間で協議検討する場を設定するとともに、日高村と協力のもと財源を確保するための体制についても当該事業期間中に検討する。

#### ③ 事業スケジュール

次の一連のスケジュールについて、具体的に記載すること。

・実証期間

・進捗報告（各月）

・中間報告（任意のタイミングで1回以上設定すること）

・実証終了日

・実績報告

#### ④ 事業実施体制図

実証事業に係る実施体制を図示するとともに、事業管理や経理等の体制を含め、日高村も含めた各自の明確な役割を示すこと。

個人情報の取扱いや明確な情報管理の所在、必要に応じて NDA の締結など各種法令等を遵守し、また、遵守できる体制を整えること。

#### ⑤ 経費積算内訳書

申請に係る事業の実施に要する経費を内訳とともに記載すること。

予算配分については特に条件等定めはなく、それぞれの分野の地域課題を解決することが

でき、かつ、住民生活の質の向上に資する事業を提案する。

事業実施に要する財源を確保するための体制については、事業者採択後に検討期間を設ける。当該事業にて採択された提案事業内容をもって、日高村地域再生計画「日高村まち・ひと・しごと創生計画」に記載の「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業力」に該当する事業とする。そのため、提案事業をもとに、財源確保ができた場合に限り、委託することとする。

⑥ コンソーシアムを構成する場合は、応募要領記載の資料を提出すること（応募要領カヘクのとおり）

⑦ その他

上記①から⑤以外で、事業目的を達成するために効果的な提案がある場合は、記載すること。

## 7 審査方法および審査のポイント

実証事業者の選定にあたっては、企画・提案の内容、事業の実施能力等を審査する。なお、必要に応じてヒアリングを行うこととし、その場合、事業者に別途通知する。

### (1) 一次（書面）審査

① 別に定める令和4年度「高知県日高村まるごとデジタルみらくるプロジェクト応募要領」4の応募要件等を満たしているかを含め、村において書類審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。

② 第一次審査の結果は、令和4（2022）年11月に電子メールで送信した後、追って書面にて通知する予定であり、選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

### (2) 二次（プレゼンテーション）審査

① 外部有識者を含め構成する審査会において、自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、審査会において、その内容等を審査する。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

② 審査委員からの意見に基づき、採択を決定する。

### ③ 二次審査の概要

ア 日時 令和4（2022）年11月

イ 場所 日高村役場

ウ 提出資料およびプレゼンテーションに基づき審査する。

エ 審査会場への入場者は3名以内とする。

※ プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

### (3) 審査のポイント

・別紙「高知県日高村まるごとデジタルみらくるプロジェクト審査要領」を参照すること。

### (4) 審査結果の通知

審査結果は、電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

## 8 報告

- ・本事業を円滑に遂行するため、委託者は、受託者に対して事業の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・各事業においては適切な KPI を設定し、その達成に向けた取り組み状況を定期的に受託者は委託者側に報告を行うこと。
- ・報告には、進捗状況、発生した課題・問題について報告をし、それらを踏まえた計画を各事業において翌報告にて示す。
- ・事業予算に応じた遂行を大前提とするが、想定外の予算が発生した場合には双方で対応を協議の上、決定していく為に必要な情報を報告すること
- ・事業費においては、内訳がわかる状態にして状況を定期的に報告すること
- ・各種報告についての間隔は、協議の上確定するものとするが、提案書においては受託者における想定を明記すること。

## 9 当該事業における成果品

(全体)

- ・実績報告書
- ・作業報告書
- ・その他双方で必要と認めた資料

## 10 その他

### (1) 契約手続き等に使用する言語と通貨

日本語及び日本国通貨を使用する。

### (2) 提案事項と仕様の乖離

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、都度協議するものとする。

### (3) 再委託

本事業における一部または全部を第三者に委託する事は原則できない。

### (4) 知的財産権

本事業における成果物（利用物含む）の現著作権及び二次的著作物の著作権と所有権は、対価が完済された時に受託者から委託者に対し、移転されるものとする。

なお、受託者以外で取り扱いしている一般市販品を利用した場合については、この限りでないが、その利用については双方協議の上決定するものとする。

### (5) 法令等遵守

受託者は、事業の実施に伴い適用に受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。なお、委託者は受託者に必要な情報を提供するものとする。

(6) 協議

機器の設置、操作説明、サポート、紛失・故障時の保険適用等履行に関して村と十分協議をしながら進めること。